

# 兵庫県公報

令和5年10月4日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	1
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	3
○ 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（企業庁水道課）	3
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ◎旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

旅館業法等の一部改正により、旅館業等の事業を譲り受けた者は、新たな営業許可の取得等を行うことなく営業者の地位を承継するものとされることに伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継手続及び許可証等の書換え交付に係る手数料を定める等、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 旅館業法施行条例
- 2 興行場法施行条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例

### ◎風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為が風致地区内において知事の許可を要する行為に位置付けられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ◎兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第32号）

令和6年度から令和9年度までの料金算定期間の収支の見込みに基づき、兵庫県水道用水供給事業の給水料金を改定することとした。

### ◎兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

兵庫県立こやの里特別支援学校在学する児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校を次のとおり設置することとした。

名称	位置	部
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市	小学部 中学部 高等部

## 条 例

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県条例第30号

#### 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（旅館業法施行条例の一部改正）

第1条 旅館業法施行条例（昭和39年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第8条第1項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「準用される」を「準用する」に改め、同条第2項中「第3条第4項」の右に「(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第10条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 興行場法施行条例(昭和59年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(次項において「許可申請者」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とする。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「届書」を「届出書」に改め、同項第1号及び第2号中「住所及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に改め、同条第2項中「届書」を「届出書」に、「定款又は」を「届出をしようとする者の定款若しくは」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同条を第7条とする。

第5条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の見出し及び1条を加える。

(承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者(法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者をいう。以下同じ。)の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出をしようとする者が法人の場合にあっては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第3条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の2の部中(36)の款を(37)の款とし、(35)の款を(36)の款とし、(34)の款の次に次のように加える。

(35) 営業許可証書換え交付手数料	法第55条第1項の規定に基づく営業の許可に係る許可証の書換え交付	1,000円
--------------------	----------------------------------	--------

別表第4の2の部(2)の款を同部(3)の款とし、同部(1)の款の次に次のように加える。

(2) 理容所又は美容所検査確認証書換え交付手数料	理容所又は美容所の検査確認証の書換え交付	1,000円
---------------------------	----------------------	--------

別表第4の6の部(2)の款中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同表23の部(6)の款を同部(7)の款とし、同部(5)の款の次に次のように加える。

(6) クリーニング所検査確認証書換え交付手数料	クリーニング所の検査確認証の書換え交付	1,000円
--------------------------	---------------------	--------

別表第4の54の部(1)の款の次に次のように加える。

(1)の2 食鳥処理事業許可証書換え交付手数料	法第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可に係る許可証の書換え交付	1,000円
-------------------------	----------------------------------	--------

別表第4の54の部(4)の款の次に次のように加える。

(4)の2 確認規程認定証書換え交付手数料	法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定に係る認定証の書換え交付	1,000円
-----------------------	------------------------------------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の興行場法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる改正法第4条の規定による改正後の興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の2第1項の規定による興行場営業を営む者の地位の承継について適用し、同日前に行われた改正法第4条の規定による改正前の興行場法第2条の2第1項の規定による興行場営業を営む者の地位の承継については、なお従前の例による。



風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第31号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
別表第2の2及び3を次のように改める。

- 2 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 3 独立行政法人労働者健康安全機構

別表第3の1中「<sup>う</sup>勾配」を「勾配」に改め、同表27中「による」を「第2条第1項第16号に規定する」に、「発電の用に供する」を「発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第32号

兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

兵庫県水道用水供給条例（昭和54年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「3,200円」を「2,800円」に、「14,800円」を「12,400円」に改め、同条第2号中「48円」を「57円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第33号**

**兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市	小学部 中学部 高等部
--------------------	-----	-------------------

**附 則**

この条例は、令和5年11月1日から施行する。